

奥出雲町新エネルギー機器等導入促進事業奨励金交付要綱

〔平成23年4月1日〕
〔奥出雲町告示第60号〕

(趣旨)

第1条 町は、新エネルギー等の導入促進を図り、石油代替エネルギーの確保及び地球温暖化対策を推進するため、予算の範囲内において新エネルギー機器等導入促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、この告示に定めるところによる。

(奨励金交付の対象)

第2条 町は、別表に掲げる設備（以下「対象設備」という。）の設置に要する費用（以下「対象経費」という。）について、当該事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、奨励金を交付するものとする。

2 事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内の住宅及び事業所へ別表に掲げる対象設備を設置する者又は設置された建売住宅を購入する者で、それぞれの対象設備についてこの奨励金の交付を受けようとする者
- (2) 奨励金の交付を受けようとする対象設備が別表に掲げる種類1及び種類2に該当する場合には、自ら電力会社と電灯契約を結んでいる事業者
- (3) 町税及び町に対する債務の滞納がない者
- (4) この告示の規定に基づく奨励金の交付を受けていない者

3 別表に掲げる対象設備のうち、種類2については種類1と同時に設置した場合に限り、対象経費とすることができる。

(対象設備及び奨励金の額)

第3条 奨励金の交付の対象となる設備及び当該設備に係る奨励金の額は、別表に定めるものとする。

2 奨励金交付の対象となる設備の種類が複数ある場合における奨励金の額の算定は、その種類別に算定するものとする。ただし、申請1件あたりの合算した奨励金の額の上限は、17万円とする。

(交付申請)

第4条 町長に提出する申請書は、新エネルギー機器等導入促進事業奨励金交付申請書（様式第1号）とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し（対象設備が種類 1 の場合）
- (2) 町税及び町に対する債務の滞納がないことを調査するための同意書
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 奨励金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、前項の奨励金の交付申請に当たって、当該奨励金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第 5 条 町長は、前条の規定により奨励金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金の交付決定を行い、速やかにその決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第 6 条 事業者は、次の各号に掲げる変更が生じたときは、速やかに新エネルギー機器等導入促進事業奨励金変更交付申請書（様式第 2 号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 工事完了予定日までに対象設備の設置が完了しないとき。
- (2) 対象設備の内容を変更するとき。
- (3) 対象経費の額を変更するとき。
- (4) 奨励金交付申請額を変更するとき。
- (5) その他目的の達成に影響を与える変更があるとき。

2 事業者は、やむを得ない事情等により事業を中止しようとするときは、速やかに新エネルギー機器等導入促進事業奨励金中止承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 事業者は、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は奨励金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 30 日のいずれか早い日までに新エネ

ルギー機器等導入促進事業奨励金実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、町長の指示を受けなければならない。

（奨励金額の確定）

第8条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業等の成果が奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、当該事業者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第9条 奨励金は、交付すべき奨励金の額を確定した後に支払うものとする。

2 事業者は、前項の規定により奨励金の交付を受けようとするときは、新エネルギー機器等導入促進事業奨励金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（取得財産の管理）

第10条 事業者は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、奨励金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。この場合において、事業者は天災地変その他事業者の責に帰することのできない理由により、対象設備がき損され、又は滅失したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

（財産処分の制限等）

第11条 事業者は、奨励金により取得し、又は効用の増加した対象設備を町長の承認を受けないで、奨励金の交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 事業者は、前項に規定する承認を受けようとする場合には、新エネルギー機器等導入促進事業奨励金財産処分承認申請書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

3 取得した対象設備のうち、第1項に規定する町長の承認が必要と定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が5万円を超えるものとする。

4 第1項に規定する財産処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の対象年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間

とする。

(交付決定の取消)

第12条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定により交付決定した奨励金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合は、既に経過した期間に係る部分について、取り消すことができない。

- (1) 事業者の責に帰すべき事情による除き、奨励金の交付決定後の事情の変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 事業者が、当該奨励金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 事業者が、奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 事業者が、当該事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定は、事業について交付すべき奨励金の額の確定があった後においても適用できるものとする。

(奨励金の返還)

第13条 町長は、奨励金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消に係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 町長は、事業者に交付すべき奨励金の額が確定した場合において、既にその額を超える奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(帳簿の保管)

第14条 事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、奨励金の交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

種類	対象設備の要件	奨励金の額										
1	<p>太陽光発電システム</p> <p>① 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下第2桁未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。</p> <p>② 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているものであり、いずれの場合も一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及センター（以下「J-PEC」という。）により登録されたもの。</p> <p>③ 電力会社と電灯契約を結び、かつ余剰電力の受給契約が結ばれていること。</p> <p>④ 未使用品であること。（中古品は対象外とする。）</p> <p>⑤ 対象範囲</p> <table border="1" data-bbox="391 1086 1142 1350"> <tr> <td>太陽電池モジュール</td> <td>架台</td> </tr> <tr> <td>インバータ</td> <td>保護装置</td> </tr> <tr> <td>接続箱</td> <td>直流側開閉器</td> </tr> <tr> <td>交流側開閉器</td> <td>配線・配線器具購入・据付</td> </tr> <tr> <td>設置工事に係る費用</td> <td>余剰電販売用電力</td> </tr> </table>	太陽電池モジュール	架台	インバータ	保護装置	接続箱	直流側開閉器	交流側開閉器	配線・配線器具購入・据付	設置工事に係る費用	余剰電販売用電力	<p>出力1kWあたり4万円（上限3kW、12万円）</p> <p>奨励金の額は、太陽電池の最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に、4万円を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、製造元がパナソニック（三洋電機含む）以外の場合は、奨励金の額を上記で算定した額の2分の1とする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>
太陽電池モジュール	架台											
インバータ	保護装置											
接続箱	直流側開閉器											
交流側開閉器	配線・配線器具購入・据付											
設置工事に係る費用	余剰電販売用電力											
2	<p>LED照明機器</p> <p>① LEDを光源とする照明機器の新設設置あるいは、既存の照明機器を更新して設置するもの。ただし、電球だけなどの光源のみの取り替えや安定器等の配線を切断して設置するもの、単にコンセントに差し込んで設置するなど簡単に移動できるものは対象外とする。</p> <p>② 未使用品であること（中古品は対象外とする）。</p> <p>③ 対象範囲</p> <p>LEDを光源とする照明機器の新設設置経費、既存の照明をLED照明機器に更新して設置する経費。</p>	<p>対象経費が1万円以上で、その10パーセント以内とし、その額が5万円を超える場合は5万円までとする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>										

3	<p>ペレットストーブ</p> <p>① 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉等を固めたもの）を燃料として使用する、設計及び仕様であること。</p> <p>② 未使用品であること（中古品は対象外）。</p> <p>③ 対象範囲 ペレットストーブの購入・据付（煙突装置を含む）に関する費用。</p>	<p>対象経費が 1万円以上で、その25パーセント以内とし、その額が5万円を超える場合は5万円までとする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>
4	<p>薪ストーブ</p> <p>① 薪を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機であること。</p> <p>② 未使用品であること（中古品は対象外とする）。</p> <p>③ 対象範囲 薪ストーブの導入・据付（煙突装置を含む）に関する費用。</p>	<p>対象経費が 1万円以上で、その25パーセント以内とし、その額が5万円を超える場合は5万円までとする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>
5	<p>火鉢及び暖炉</p> <p>① 火気投入部分を除く主たる構造が木製であること。</p> <p>② 機器の機能が設置した室全体の暖房に供する機能であり、機器の平面投影面積が1平方メートル以上であること。</p> <p>③ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。</p> <p>④ 対象範囲 火鉢及び暖炉の導入・据付に関する費用。</p>	<p>対象経費が 1万円以上で、その25パーセント以内とし、その額が5万円を超える場合は5万円までとする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>
6	<p>その他木質ペレット、薪、木炭、練炭を燃料として使用する設計及び仕様である住宅等設備</p> <p>① 未使用品であること（中古品は対象外とする）。</p> <p>② 対象範囲 住宅等設備の導入・据付（煙突装置を含む）に関する経費。</p>	<p>対象経費が 1万円以上で、その25パーセント以内とし、その額が5万円を超える場合は5万円までとする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>